

ワールド・ラグビー規定第 20 条:付属文書 1.

行動規範

1. すべての協会、アソシエーション、ラグビー団体、クラブ及び関係者は、以下の行動規範を遵守する。
 - 1.1 競技が規律をもったスポーツマンシップに則りプレーされ、行われるようにし、それらの原則を維持するにはマッチオフィシャルのみに頼ってはいないことを認識しなくてはならない。
 - 1.2 競技規則の精神が守られ、不正なプレーをする選手を選抜しないように協力すべきである。
 - 1.3 競技規則違反を繰り返してはならない。
 - 1.4 規定第 17 条に従って、レフリー、タッチジャッジ、マッチオフィシャル及びその他すべてのラグビーの規律に関する組織の権威及び決定を受け入れ、守るものとする。
 - 1.5 レフリーまたはタッチジャッジの試合の運び方について、批判を公表したり、させたりしてはならない。
 - 1.6 理事会またはその他のラグビーの規律に関する組織が定款、規定または競技規則の違反について生じた紛争や規律に関する事柄を取り扱ったり、解決した場合、その方法について、批判を公表したり、させたりしてはならない。
 - 1.7 フィールドの内外を問わず、試合、ツアー、トーナメント、もしくは、一連の試合が誠実に、かつ、秩序正しく行われるということについて、またはあらゆる人の尊厳や善良な人格について、一般市民の信頼を損なうような行動や活動(競技に関する情報を直接または間接的にブックメーカーに流すことを含むが、これに限定されない)をしてはならない。
 - 1.8 ワールド・ラグビー規程第 6 条(賭博行為)に違反してはならない。
 - 1.9 競技の評価を高め、信頼を失墜させるようなことを防ぐために、可能な限りの手段を尽くさなくてはならない。
 - 1.10 規定第 21 条で定義するドーピング違反を犯してはならない。
 - 1.11 フィールドオブプレーの内外を問わず、レフリー、タッチジャッジ、マッチオフィシャルを罵倒、脅迫、または、威圧してはならない。
 - 1.12 レフリー、タッチジャッジ、マッチオフィシャル、または、観客に対し、露骨な、または、汚い言葉、または、仕草を用いてはならない。
 - 1.13 その他いかなる人に対しても、宗教、人種、肌の色、国籍または民族の違いを根拠に威圧、攻撃、侮辱したり、辱めたり、差別をすることになるような一切の行為をしてはならない;
 - 1.14 ラグビー・フットボールという競技、ボード、加盟協会または競技に協賛する者に悪影響を及ぼす一切の行為をしてはならない。
2. 各協会及びアソシエーションは、本行動規範を遵守し、その所属メンバーにこれを遵守させること、及び、その管轄内の人が行動規範を遵守するよう監視する手続き、及び、行動規範に違反した者に制裁を課す手続きを採択すること。